

# 2004 年度夏期合同研究

東弁は7月21日、港区台場のホテル グランパシフィック メリディアンにて、2004年度夏期合同研究を実施した。午前中に10の分科会、午後からは全体討議を3部に分けて行ない、のべ419人の会員等が参加した。

## 第1分科会

### 「新破産法と管財人実務」 — 講演及びパネルディスカッション

#### 倒産法改正対策協議会



#### 東京地裁民事20部部長の講演

前半は、東京地裁民事20部部長の大竹たかし裁判官からご講演をいただいた。その要旨は次の通りである。

- ① 今回の破産法改正は、統一的なスローガンの下に手続規定を整備するというより、様々なオプションを用意して実務の運用に委ねるという方法が採られた。したがって、新破産法の具体的な姿は、実務の運用によって大いに変ってくる。
- ② 東京地裁では、従来の実務の運用を基本的に変える必要はないと考えている。
- ③ 原則として、債権者集会は開く。
- ④ 債権調査は期日方式による。債権調査を行わず異時廃止、という方式も従来通り。
- ⑤ 配当額1000万円未満では簡易配当、1000万円以上では通知による正規配当を行なう。
- ⑥ 免責審尋期日は、従来通り実施する。
- ⑦ 現金99万円までは自由財産になるが、その他の換価基準は

基本的に現行のものを維持することになると思う。弁護士会の意見も聞いて決めていきたい。

- ⑧ 担保権消滅許可の申立は「伝家の宝刀」であり、従来通り、管財人と担保権者の合意による組入れを原則的な姿と考える。

#### パネルディスカッション

後半はパネルディスカッションで、多比羅誠会員から担保権消滅の制度につき売買契約の内容が重要であること等の指摘があった。池田靖会員からは、租税債権は交付要求書の納期限を確認することと、財団債権化された労働債権は届出がなくても調べておかなければならないこと等に注意を要するとの指摘があった。宇都宮健児会員からは、管財人としても申立代理人としても自由財産の拡大に関わる問題は注意を要する等の指摘があった。

(倒産法改正対策協議会副議長 木村 裕二)

## 第2分科会

### 「離婚事件実務はなにが変わるか」

#### 民事訴訟問題等特別委員会



松森宏委員長より、人事訴訟における民事訴訟法の準用とこれをふまえた調停の位置付けについての総論的な問題提起

があったあと、個別の報告にはいった。

\* \* \*

### ●人事訴訟法による新しい弁護実務の要点と課題

(報告者：尾畑亜紀子委員)

人事訴訟法の内容、調停と訴訟の関係及び養育費などの履行確保のための制度の概略について説明があった。

### ●調停手続における弁護実務の新しい課題について

(報告者：隈元慶幸委員)

調停前置の根拠、管轄、調停と訴訟の分断、調査官調査の内容、和解と調停の振り分けについて報告があった。そして、東京家裁では、調停と訴訟が分断されていることが制度上担保されていること、したがって、訴訟との関係で調停には何が期待されるのか、調停を争点整理の場にすることの可否、調停記録の訴訟における活用について検討すべき必要があるとの問題提起があり、後刻の質疑において議論が深められた。

### ●保全手続について (報告者：藤本慎司委員)

人事訴訟法における改正点、事件受付の東京家裁の運用、被保全権利ごとの手段選択、子の引渡しに関する執行方法、子の引渡しと人身保護請求について説明があり、民事保全と審判前の保全処分のいずれを用いるのか、詳細な説明があった。特に、離婚成立前に子の養育費の仮払いを求める仮処分、子の監護を巡る保全処分について民事保全の方法によることに否定的な見解が紹介され、問題提起がなされた。

### ●執行手続について (報告者：橋田健次郎委員)

養育費等の強制執行、間接強制、財産開示制度等民事執行法の改正、さらに人事訴訟法にもうけられた履行勧告、履行命令の制度の説明があった。そして、いかなる請求の場合にどの手段を選択すべきか、また、これとの関係で、面接交渉の確保のための方策はいかにすべきかについて問題提起がなされた。

### ●シミュレーション (報告者：坂本正幸委員)

以上をふまえ、離婚訴訟における新しい実務のシミュレーションが報告された。

### ●訴状モデル案の報告 (報告者：大坪和敏委員)

充実し、かつ迅速な進行のための訴状のモデル案が報告された。先行する調停手続、保全手続、審判手続をふまえたものである旨の説明があった。

\* \* \*

以上の報告をうけて、活発な議論がなされた。人事訴訟法をどのように運用するかについては、今後の実務の積み重ねによるものが大きいと考えられる。今回の研究発表及び議論は、そのことを認識するよい機会になったと思われる。

なお、人事訴訟法の要点については、当委員会によるLIBRA 6月号の特集をご覧ください。

(民事訴訟問題等特別委員会副委員長 濱口博史, 同委員 小南久美)

## 第3分科会

「弁護士大増員時代への警鐘  
—5年後東京でどうやったら食えるのか?  
ドイツ、フランスの実状から占う—」

### 国際委員会



弁護士数の飛躍的な増加及び弁護士業界のグローバルマーケットへの全面的開放が目前に迫っている状況のもと、こうした変革が弁護士業界にもたらすべき変動や問題について、中央大学法科大学院の小島武司教授をコーディネーターに迎え、弁護士の中途採用を専門とするコンサルタントの大塚勝義氏及び4人の委員をパネラーに得て、基調報告及び討議を行なった。

### ドイツ及びフランスの弁護士の状況

國生一彦委員長、栗林勉委員、続いて垣貫ジョン副委員長より、独仏での聞き取り調査に基づく報告が行なわれた。独仏では人口比で弁護士数が相当に多く、かつ近年、英米系の大規模法律事務所が進出して収入面で国内の事務所を凌駕し、これと競合すべく国内の事務所も大規模化・専門化する状況

が生じており、日本を先取りしている面がある。こうした中で、若手弁護士が依頼者と接触する機会が減少している等の問題が生じている一方、新しいスキルの開拓等によりサービスの幅を広げるチャンスが生じているなどのメリットもあるとの指摘がなされた。

### 弁護士の中途採用の現場から

大塚氏より、弁護士中途採用の現場からの報告が行なわれた。硬直的であった日本の弁護士業界においても近年大きな変化が見られ、国内の事務所のみならず特定共同事業事務所や企業等、人材流動化の受け皿は確実に拡大・多様化している。受入れ側の体制にはまだ課題もあるが、弁護士側も柔軟性と意欲次第で様々な選択の可能性が開かれてきているとの

ことであった。

## 企業内弁護士の立場から

山原英治副委員長より、キャリアとして企業内弁護士を選択することのメリットやその業務・役割について紹介され、また顧客としての企業内弁護士から見た外部の弁護士、特に国内の事務所と英米系事務所につき、それぞれの長所及び短所等の分析がなされた。

## 今後の展望

上述の報告・討議を受けて、小島教授より、今後は多様なキャリアプランの可能性が開けていること、また現代では従来認識されてこなかったような法律問題も生じ、法的サービスの需要も無限に潜在していること、今後多様なタイプの弁護士間で役割分担をしながら、弁護士の倫理や法的知識を充実させていくことができるとの展望が示された。

(国際委員会副委員長 惣津 晶子)

## 第4分科会

### 「消費者問題への取り組み —過去から未来へ—」

#### 消費者問題特別委員会



## 経験豊かなパネリストらによる講演と座談会

パネリストとして、清水鳩子氏（主婦連合会参与）、関根啓子氏（全国消費者団体連合会）、島野康氏（独立行政法人国民生活センター相談部部長）、春日寛会員（消費者問題特別委員会初代委員長）を招き、瀬戸和宏会員（消費者問題特別委員会委員長）の司会により、約30名の参加を得て、講演及び座談会が執り行なわれた。

いずれのパネリストも消費者問題及び消費者運動への造詣は深く、豊富な経験及び実践に裏打ちされた話は興味深いものであった。1948年の不良マッチ追放運動から始まる消費者運動の黎明（清水氏）や1974年の灯油ヤミカルテル訴訟（春日氏）のくだりは、近年弁護士登録した若手弁護士にとっては「その頃まだ生まれていないし、今回初めて聞いた」ものであった。国民生活センターの相談件数の著増ぶり（島野氏）及び21世紀型消費者運動の展望（関根氏）などの話と相まって、過去か

ら未来を照射するという本企画の趣旨は、短い時間ながらも十分達し得たものといえよう。今回、参加者各自がそれぞれに世代間のギャップを認識するという成果を得て、今後一層、様々な取り組みに生かされていくことであろう。

## 若手への貴重な教訓「相談のころえ8箇条」

なお、当日配布された「相談のころえ8箇条」は、春日会員がかつて「消費者相談マニュアル」の端書きとして執筆されたものであるが、今なお新鮮さを失っておらず、若手弁護士への貴重な教訓として意義深いものがある。その第8条はこう記している。「従来の法律体系に新しい生命を吹き込むのは弁護士としての不断の研鑽もさることながら、消費者という弱者に対する心遣いである」と。

(消費者問題特別委員会委員 中村 昌典)

## 第5分科会

### 「自治体と弁護士との新たな関係の構築を目指して—自治体における政策法務の推進と弁護士の役割—」

#### 弁護士業務改革委員会



## 基調報告

戸部秀明副会長の開会の挨拶に続いて、清水勉会員（日弁連情

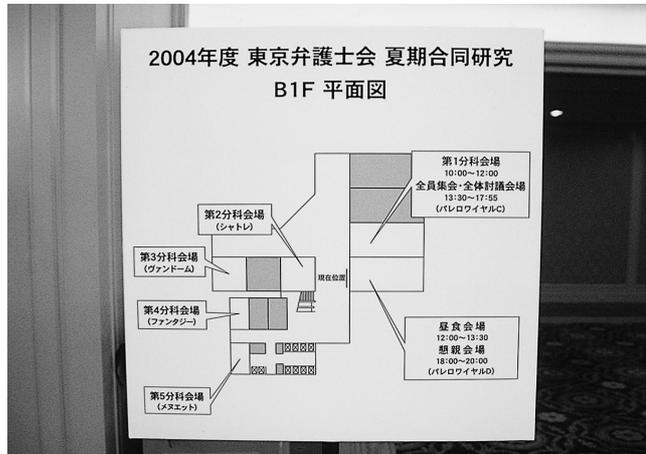
報対策委員会副委員長）からの基調報告がなされた。同会員によると、自治体は首長、議員をはじめとして法的思考の素養に

乏しく、今後の自治体には弁護士の関与がぜひとも必要であるが、これまで自治体を含む行政実務は先例踏襲主義・通達行政がはびこり問題が顕在化しなかったこと、また弁護士側も行政実務に関与する機会が少なかったことに原因があると指摘した。

## 討論

本委員会委員による問題提起及び2003年11月に開催された日弁連の弁護士業務改革シンポジウムのアンケート結果の紹介に引き続いて、秋元孝行氏（江戸川区総務部総務課長）、風間栄一氏（千代田区政策経営部広報公聴課報道主査）、佐瀬正俊会員（日弁連弁護士業務改革委員会委員長）をパネリストとし、宮山孝夫氏（江戸川区総務部総務課文書係長）、野嶋慎一郎氏（一弁就職情報センター運営委員会副委員長）、佐藤彰紘氏（一弁業務改革委員会副委員長）、村本道夫氏（二弁業務改革委員会委員長）、幸村俊哉氏（二弁業務改革委員会副委員長）をオブザーバーとして討論が行なわれた。

野嶋氏からの弁護士のルートをどのように作るかが問題との指摘を受け、秋元氏及び宮山氏は訴訟案件においては区民相談を受けている弁護士や区内の弁護士に依頼したとの報告がなさ



会場ホテル内に設置された案内板

れ、また風間氏からは区内の11大学と連携しているとの報告がなされた。さらに宮山氏から、短期間でも役所の中に入って仕事への理解を深めるべきとの指摘があった。

そして、活発な討論の中、コスト・予算など解決すべき問題も多いとしたうえで、今後、良好で緊密な関係を築く必要があるとして討論が締めくくられた。

（弁護士業務改革委員会副委員長 水上 博喜）

## 第6分科会

### 「成年後見・基本のキ」

#### 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

寺町東子副委員長の司会で、3人の委員から報告がなされ、質疑応答が行なわれた。

#### 法定後見について

土肥尚子委員から、事案の内容を早期に把握するには記録閲覧や審判への立会が有効であること、登記事項証明書の取得に時間が掛かり財産目録作成の時間的余裕がない場合には家裁に電話すると作成期間を延長してくれること、預金口座の後見人用カードは金融機関によって作成してくれるところとしてくれないところがあること、適切に資料をそろえれば居住用不動産処分は申立て後2週間くらいで許可がでること、また、買主・仲業者に家裁の許可が必要であることを説明するとともに家裁の許可を停止条件とするなど形式を工夫すべきこと、今年から報酬付与の申立の印紙代が800円になったこと、後見終了登記申請に戸籍謄本などの添付資料は不要になったことなどの報告があった。

#### 任意後見について

森徹副委員長から、任意後見契約に関し、将来型では開始まで本人との接触がないので事情がわからないが、移行型では本人の能力低下や財産状態等についてあらかじめ知りうるのと利点があること、任意後見契約締結時にすでに本人の能力が低下している場合は即効型あるいは法定後見で対応すべきことの報告があった。

中村順子委員長から、任意後見監督に関し、任意後見人の不適切な対応（有料老人ホームへの入居を親族・友人らに隠していた）、高額報酬、就任前の預貯金費消といった事実があり、他の親族から解任請求があった事案で、監督人として解任相当意見を提出し任意後見契約の解除という形で任意後見契約を終了させた（法定後見開始）との報告があった。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 岡崎 和子）

## 第7分科会

### 「刑事訴訟法等の一部改正法成立後の刑事裁判と刑事弁護について」 (勉強会)

#### 刑事弁護委員会



#### 刑事手続はどう変わるか

今般、成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下「裁判員法」という)、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(以下「刑訴法改正法」という)及び「総合法律支援法」は、相互に密接に関連している。

そうしたことから、「刑事弁護士」の観点からみた場合の問題点について、刑事手続がどう変わるかという側面から研究した。

まず、今般の改正では「代用監獄を利用した強権的取調べ」と、それとワンセットになっている「保釈がなかなか認められない、いわゆる人質司法という現況」が残っていることを確認し、他方で、ようやく発足する捜査段階における公的弁護制度と「総合法律支援法」との問題点についても研究した。

#### あるべき刑事弁護を模索

この勉強会を通じて今般の改正の構造的な問題点を認識できたが、その問題点を解消すべく法の廃止といった意見が出た一方、制度としてできる以上、その制度内でどういった弁護活動ができるか真剣に考えようとの意見も出された。

ところで、現時点では、総合法律支援法のいう「業務方法書」「国選弁護人の事務に関する契約約款」等未定の部分もあり、他方、連日的開廷(刑訴法改正法281条の6)や公判前整理手続(裁判員法49条、刑訴法改正法316条の2)で具体的にどう手続が進んでいくのか等、これからの活用をみながら、あるべき刑事弁護を模索する必要があることから、これらの推移をみつつ、さらに勉強会を継続しようということによって終了した。

(刑事弁護委員会副委員長 竹村 眞史)

## 第8分科会

### 「監獄から見直す日本の人権」

#### 人権擁護委員会・刑事拘禁制度改革実現本部



#### 作家・元国会議員が獄中体験を語る

約20名の参加人数は多いとは言えないが、報告・議論された内容は極めて充実したものであった。

研究会では、最初に小嵐九八郎氏(作家・詩人。「刑務所ものがたり」で吉川英治新人文学賞受賞)と山本讓司氏(元衆議院議員。獄中体験を綴った「獄窓記」を出版)がそれぞれ体験した獄中での人権侵害の状況を語った。両氏は、日本の監獄の状況は、1957年に国連で決議された「被拘禁者処遇最低基準規則」を遵守していない状況にあるとし、また特に山本氏は、獄中における知的障害者の割合が、普通に認識されている以上に高く(4人に1人が知能指数70以下の新受刑者である)、司法の中で、責任無能力者に対するシステムが健全に機能して

いないのではないかと疑問を呈していた。

#### 日本の人権レベルの厳しい状況を痛感

さらに、海渡雄一氏(二弁会員。監獄人権センター事務局長)は、海外の刑務所の状況を紹介しつつ、最近問題となった名古屋刑務所革手錠事件や行刑改革会議の議論の状況について報告を行なった。また、独居房による深刻な人権侵害の実態と独居房廃止に向けた運動の必要性を訴えた。さらに、近年、無期懲役受刑者(1997年時点での無期刑受刑者数は938人)の仮釈放者数が激減しており、1999年及び2000年は年間で10人程度しか仮釈放が認められておらず、無期懲役受刑者が20年程度で復帰できるとの近時の論調が誤りであるとの指摘が

なされた。その上で、日本には、無期懲役受刑者の仮釈放に向けた運動が少なく、課題は山積していると述べた。

会場発言も活発になされ、監獄という視点から改めて日本の

人権レベルを眺めてみた時、極めて厳しい状況にある感想を抱かざるを得ない報告会であった。

(人権擁護委員会副委員長 中村 秀一)

## 第9分科会

### 「弁護士任官選考のあり方について— 裁判官指名諮問委員会との関係—」

#### 弁護士任官者選考特別委員会・裁判官選考検討 委員会・公設事務所運営特別委員会



### 任官希望者減少の危機的状況

伊礼勇吉弁護士任官者選考特別委員会委員長から開催の挨拶があったあと、各委員からは以下のような現状とその問題点、今後の方策等について指摘があった。

まずは冒頭から、昨今の弁護士任官制度は、任官希望者が減少する危機的な状況に瀕しているため、任官希望者をいかに継続的に提供していくかが最大の懸案事項になっていることが報告された。これを解決する具体的方策としては、公設事務所を活用して戦略的に任官希望者を育成することのほか、他薦制度を活用するためには東弁の各会派レベルでのきめ細やかで継続的な任官希望者に関する情報収集と情報分析が必要であるとの提案がなされた。

### 採用要件の明確化を提案

また、任官希望者が希望を表明しやすい制度にするためには、任官希望者が希望表明を躊躇する要因を排除することと裁判官として採用されるための要件の明確化などが提案された。具体的には、弁護士登録10年以内の任官希望者については、司法研修所の成績が勘案されることから、これを事前に候補者に開示する制度が必要であり、現にこの制度を利用できる状態であるとの報告もあった。さらに、採用の要件の明確化との関係では、指名諮問委員会地域委員会に対して提供する裁判官からの具体的事実に基づく評価がないと同委員会でも採否の判断ができず、結果的には採用されにくいと、この意味でも裁判官からの具体的事実に基づく評価をすることができる程度の期間にわたる訴訟経験が必要であるとの意見があった。

### 情報収集・情報提供の問題点

任官希望者に関する情報収集、指名諮問委員会地域委員会への情報提供に関しては、評価を基礎付ける具体的事実が提供されておらず、単に結論としての評価だけが提供されている場

合、指名諮問委員会地域委員会では具体的な諮問ができないとの報告がなされ、任官希望者を後押しする弁護士会としても、具体的事実をどれだけ収集できるかが課題であることが報告された。しかしながら、指名諮問委員会地域委員会への情報提供に関しては、弁護士会内の第三者評価の客観的基準を鼎立することが必要であるとの意見がある一方で、弁護士会が推薦する場合の従来の審査基準については見直しの時期が到来しているとの意見もあった。

### 広報不足を指摘する意見

弁護士任官制度に関する広報の問題点としては、公設事務所の利用に関する広報が不足しているのではないかと、採用された場合の裁判官の生活に関する広報が不足しているのではないかとといった広報不足に関する意見が出された。

結局、予定時間を20分も延長して、熱心かつ具体的方策に関する討議がなされたが、2時間余にわたる討議と意見を聴いて、弁護士任官制度は、任官希望者が減少する危機に瀕しているものの、今後の方策によっては、乾いたタオルをさらに絞るような無理をして任官者を輩出せずとも、継続的に任官者を輩出できるのではないかと希望を抱くことができ、有意義な分科会であった。

(弁護士任官者選考特別委員会副委員長 若松 巖)



受付風景

## 第10分科会

### 「報酬問題」

市民窓口委員会・紛議調停委員会・  
会員サポート窓口協議会・弁護士倫理委員会



### 新規程の各条項の検討

原哲男会員の司会進行により午前10時より12時まで次のとおり熱心な討議がなされた。

司会者より報酬規定の撤廃と新規程の制定に至る経緯の説明があった後、新規程の各条項の検討に入った。新規程は報酬規定の廃止に伴い、新たに報酬に対する考え方を示すため2004年2月26日、日弁連において会規第68号として制定された。条文は6か条であるが、その各条項毎に意見、討議がなされた。

#### ●第1条（目的）

報酬に関し必要な事項を定めるとして報酬を定める基本方針を示す。

#### ●第2条（弁護士の報酬）

この中で「適正且つ妥当なものでなければならない」との文言について多数の意見があった。適正妥当とは何かということであるが、旧報酬規定が行なわれたときは規定の範囲内であれば問題はなかったのが、廃止された現在、適正妥当という報酬基準が、抽象的で疑義が集中した。例えば、著しい高額の場合ではどうか。訴額と同額、またはそれ以上では高額というのか、事情によってはよいのではないかと等々。結論では依頼者の納得の問題であり、説明が十分なされて依頼者が納得すればよいのではないかとということであった。私見では、報酬規定を廃止して契約自由の原則に従い、依頼者と受任ないし報酬契約書を作成した場合、契約書に従うことは原則としては有効であって金額の多寡にかかわらず、適正妥当か否かの問題は起こり得ず、この第2条は報酬規定を廃したことを理由とする新たな報酬基準を定めるものであって、矛盾ではないかと考える。もちろん、民法上の無効、取消あるいは一般条項に反するなどの事由があれば契約の効力の問題とすることは当然である。

#### ●第3条

旧報酬規定に代えて弁護士各自が自分の報酬基準を作成して事務所に備置しなければならないというものである。各弁護士が旧規定が合理的と考えれば、それを参考にして自分の報酬基準を定めることは一向に差し支えない。「備え置く」の文

言が疑問となったが、これは弁護士自身が基準を定め、必要に応じて依頼者に直ちに示すことのできる状態におくとのことであった。

#### ●第4条

見積書の作成を定めている。依頼者から「いくら費用が必要か」と尋ねられた場合、報酬見積書の作成及び交付に努めると定めてあり、これを努力規定と解釈されている。しかし、これを努力規定ということ自体理解し難い。「費用はどの位か」と尋ねられた場合、「〇〇位必要です」と口頭で説明するか書面にするかであるが、もし「それはわかりません」または「できません」と答えれば依頼に至らないのではないかと、そうすれば見積書の作成は弁護士の努力規定ではなく、弁護士自身の依頼獲得のため、すなわち利益のために作成するのであるから、作成しなければ不利益となるだけで、この規定そのものはあまり意味がないのではないかと考える。

討議しているうちに時間が経ち、司会者の準備したレジュメを全部討議を尽くすことができなかったので、終わりにあたり、別に討議すべき機会を持ちたいとの提案がなされた。

### 報酬問題と紛議調停との関係

市民窓口などで報酬に関する苦情があった場合、報酬規定は無いのでその旨の苦情は受け付けられないという事態はあり得る。しかしながら、それでは苦情窓口の職責は果たされないもので、そのような場合には弁護士会の考え方を示す基準を設け、その者を説得すべきであろう。一部出席者より、報酬に関する紛争は紛議調停委員会で解決を図るようになっていないと説明し、紛議調停を申し立てるよう勧奨するとの発言があった。しかし、それでは窓口のたらい回しで、紛議委では報酬規定のない現在、苦慮せざるを得ない。前出「適正妥当」という抽象基準では解決も困難であることは明らかであるので、単純に「紛議委で解決してくれる」と窓口来訪者に期待をもたせる如き言動は慎んでほしいと望んでいる。

（紛議調停委員会委員長 安藤 貞一）

■ ■ ■ 全体討議 《第 1 部》 ■ ■ ■

「裁判員制度実施にむけて—周知のために何をすべきか—」  
司法改革推進センター

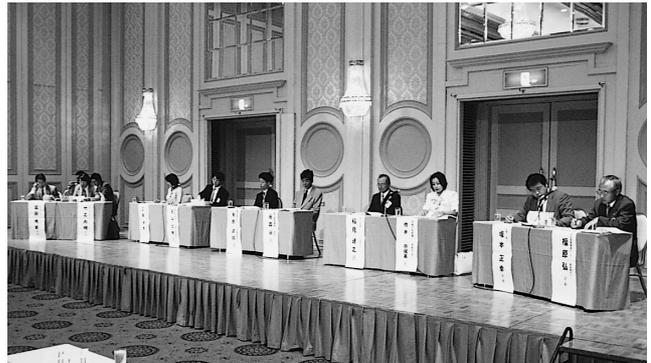
はじめに、裁判員制度導入にあたり、まず弁護士が制度を知ることを目的として、弁護士のみでなく、最高裁、法務省、マスコミ及び市民モニター経験者からパネリストを招きパネルディスカッションが行なわれた。進行は、制度の概要の説明がまず行なわれ、続いて制度の運用がどうなるのか等の問題点について討論が行なわれた。

〈パネリスト〉

- 工藤 美香会員（日弁連司法改革調査室嘱託）
- 矢野 直邦氏（最高裁判事局局付）
- 石山 宏樹氏（法務省刑事局刑事法制課局付）
- 藤森 研氏（朝日新聞編集委員）
- 稲見 達之氏（2003 年度市民モニター）
- 橋本奈緒美氏（同上）

〈コーディネーター〉

- 竹之内 明会員
- 富田 秀実会員



ず、どのように裁判員にわかりやすい裁判を行なうかが重要である。最高裁、法務省ともに、コミュニケーションのとり方やわかりやすい説明するにはどうしたらよいか、などのテーマで講師を招聘し研修を行なっているとの報告があった。弁護士会では研修などを今後行なうことになるとの説明があった。

法廷の運用については、すでに最高裁では模擬裁判を実施しており、さまざまな問題点を抽出して今後つめていくことになる。模擬裁判も法曹三者共同で開催し、法曹三者間での運用方法の共有が必要となる。

■ パート 1 「刑事裁判はこうなる！」

—パネルディスカッション—

刑事裁判がどのように変わっていくのかを中心として討論がなされた。

● 公判前整理手続

裁判員裁判を行なう場合、集中審理・連続的開廷が必要であり、公判前に争点を絞る必要があることから、公判前整理手続が導入される。なお、公判前整理手続は裁判員裁判以外でも利用される手続である。

公判前整理手続の概略を確認した後、証拠開示がどのように行なわれるのかについて、裁判官、検察官それぞれの立場からの説明があり、充実した公判運営のためという目的が確認された。裁判員制度施行前の運用も含めて法曹三者が随時問題点をチェックしていくことの重要性が確認された。

● 裁判員裁判の運用

中心となる問題点は、現実の裁判員裁判の運用である。ここでは、従来の書面主義的な審理の方法は改めなくてはなら

■ パート 2 「周知期間における具体的な周知方法（法教育を含む）」

5年の周知期間で何をすべきかを中心として討論が行なわれた。陪審法導入時の周知活動が報告された後に、裁判員制度の広報の現状及び今後の活動が報告・討論された。

裁判員制度の広報について、日弁連では現在ホームページに裁判員コーナーを作っており、今後の広報の方法を検討中であるとの報告があった。最高裁では裁判員制度のポスターを作成掲示し、またリーフレットを作成して各裁判所で配布しているとの取り組みが説明された。法務省からは地方検察庁単位で行なわれたPR活動の報告がなされた。法曹三者ともに広報の重要性を認識し、それぞれ地道な活動が行なわれている。

また、法曹三者の今後の取り組みとしては、模擬裁判の実施などの市民参加型のPR活動の必要性が確認された。

（司法改革推進センター事務局次長 坂本 正幸）

# 2

## ■ ■ ■ 全体討議《第2部》 ■ ■ ■

### 「日本司法支援センターの枠組みと今後の課題」 司法改革推進センター

#### ■ 最新の議論状況について意見交換

日本司法支援センターについて、立法段階から関与された寺田逸郎法務省大臣官房司法法制部長をお招きして開催した。

先の通常国会において設置法は成立したものの、その具体的な中身、運営のあり方については、法律の制定を受けてようやくその議論の端緒にたどり着いたばかりの感のあるこの問題に関し、まずは、日弁連日本司法支援センター推進本部事務局長でもある小林元治会員から「総合法律支援構想の現状と課題」につき総括的な報告がなされた。その後、具体的なテーマについて、小林会員と寺田部長との意見交換という形で、なかなか具体的なイメージがしづらいままとなっている日本司法支援センターに関する現在の最新の検討状況が披露された。

如何せん予定時間40分という限られた時間の中での意見交換のため、検討課題が山盛りの日本司法支援センター問題の全ての課題について触れることはできずに、最後には小林会員から「今日の話だけで、この問題を理解してもらえとは到底思っておりませんが」との発言が漏れ出てしまうほど、重要課題で触れきれずに終わった問題もあったものの、壇上で取り上げられたテーマについては、まさに最新の議論の状況が示された。

#### ■ 法務省側からの踏み込んだ発言も

特に、寺田部長から示された、国選弁護の報酬について従前とは異なる工夫が必要であるとか、国選弁護の配点についても地域的な相違を前提として考えるべきであるとか、司法支援センターのスタッフ弁護士はあくまでも補充的なものであるとか、弁護の独立について、業務の効率化という観点は、配点上の問題としてはあり得ても弁護の内容についてはありえない等の認識が示されたことは、従前から弁護士会が懸念材料としていた点につき、改めて回答を示したものとして意味のあるものだった。

また、当面の問題として急浮上してきている、支部問題についても、本質的に中央がどうのこうのという組織ではないとして、自主性を尊重する姿勢を示すと共に、支部長の有給



制を明言する等その具体的条件に付き、踏み込んだ発言も出てきていた。

#### ■ 検討継続の重要性を確認

こうして、日本司法支援センターのイメージが少しずつ見えてきたところで、この意見交換は、タイムリミットによりサドンデスのように終了してしまったのであるが、日々検討を積み重ね具体像が明らかとなっているこのテーマの、現時点での最新の検討状況を聞く機会を持てたことは非常に貴重なことであった。一方において、予算要求までに既に1年を切った段階での内容としては、いまだ具体的な組織のイメージがつかみきれないもどかしさを感じた方々も少なくはなかったのではないと思われる、この問題に関する今後の検討継続の重要性をも感じさせるものでもあった。

(司法改革推進センター副委員長 武藤 元)



## 3

## ■ ■ ■ 全体討議《第3部》 ■ ■ ■

## 「知的財産権訴訟の実務について」

法律研究部知的財産権法部

## ■ 知財訴訟と弁護士

特許権や著作権法等の権利に関する訴訟は知的財産権訴訟として、専門分野の法律業務と見られてきた。東京地裁の専門部は従来の3か部から民訴法改正に伴う専属管轄化による集中化に対応するためさらに1か部増え、現在4か部（裁判官17名）で審理している。東京高裁の専門部の裁判官を加えると35名の裁判官が東京において知財を専門的に審理していることになり、東京の弁護士としてもそれに対応する業務処理の必要性が指摘されている。

日弁連が主催する知財研修には驚くほど多くの会員が参加している。会員の知財に対する関心は大きいものがある。他方、東弁には知財の実務の問題を研究する研究部会があるが、参加する会員は限られている。そして、これまで東弁の夏期合同研究のテーマとして知財が取り上げられたことは少なかった。しかし、知財の保護が国家戦略として位置づけられ、増加する知的財産訴訟に対応するためにも、弁護士の業務範囲の拡大が求められている。



今回の合同研究は、東京地裁の専門部部長高部眞規子判事の基調報告をふまえ、パネルディスカッション形式によって知財訴訟の現状と将来像を検証するものである。

## ■ 基調報告

高部判事からは、なぜ現在知財が問題視されているのかの観点から、司法制度改革審議会意見書から本年の知財関連法の新設と改正、民訴法改正に至る経緯、並びに東京地裁の審理の現状についての報告がなされた。知財訴訟における最近の審理迅速化はめざましいものがあり、通常の場合では1年以内に実質審理が終わるまでになっている。他方、知財事件の複雑化、高額化、国際化の傾向があり、より難しい事件

をより迅速に審理する実務の工夫に努力している現状を説明された。

弁護士からは、秋山佳胤会員が知財訴訟の実務の問題点や弁護士業務としての現状及び会員研修の必要性について報告した。近年の知財訴訟の訴額は高額化傾向にあり、裁判所が認定する損害賠償額も高額なケースが多くなっている。知財訴訟事件は期日間の準備の負担が大きく、弁護士の業務量が多いと言われているが、知財訴訟の増加に対応すべく、研修や自己研鑽を通じて多くの知財事件をその業務範囲とする努力をすべきことが望まれる。



## ■ 職務発明の対価請求—知財訴訟の新しい類型

パネルディスカッションは、寒河江孝允会員を加え、青色発光ダイオード事件（200億円認容判決）で社会的に注目を受けている職務発明の問題点、民訴法及び特許法改正における調査官制度、無効主張、秘密保持命令等に関する今後の運用に関し討論を行なった。

職務発明の対価請求事件は近年多くの判決がなされている。知財訴訟の従来の類型である権利侵害性の有無とは異なり、発明の価値を司法が評価する類型であり、労働問題と隣接する紛争類型である。企業のリスク管理、就業規則や発明報酬規定の見直しなど訴訟外の弁護士業務に広い問題を提起している。裁判所からは、現在多くの係属案件が審理中であること、高額請求のケースが多いこと、低い和解率、判断の困難性等についての現状が紹介され、弁護士業務の観点からは弁護士の法的サービスの拡大と注意点等が提示された。

改正法に基づく証拠開示と秘密保持命令の制度は、米国においては実績があるものの、日本においてはどのように運用されるかは予測できない。運用に実務の工夫がなされると思われるが、これからの重要な研究テーマとして研究されることになる。

本合同研究は、弁護士業務の拡大と充実に知財事件は魅力ある分野であることが提示できた。

（法律研究部知的財産権法部部长 高橋 隆二）